

著作権法違反防止研修

総務部

※ 著作権の例外が適応される場面

著作権法 第35条

学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く）教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、・・・著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りではない。

つまり、

著作物を「例外的に」使えるのは「授業」だけ

※ 授業とは、

「教員  児童・生徒」の活動に限られる

そのため、

「教員  教員・保護者・地域」 となる

1 学校の教員による著作権侵害例

- (1) 学校通信に著作権者に無断でイラストを掲載した。(3県の小学校)
 - ・ 各自治体が賠償金約11～12万円支払う
- (2) HPに著作権者に無断でイラストを利用した。(1県の中学校)
 - ・ 市が賠償金27万5000円支払う

2 著作権侵害になるケース

- (1) 学校通信・学級通信は原則として「授業」には当たらず、配布方法にかかわらず、無承諾・無償でイラストや写真を配布する。
- (2) 参考書籍や新聞記事の一部をコピーして、無承諾のまま教職員会議や保護者会の資料として配付する。
- (3) SNSのアイコンを芸能人やアニメキャラクターにする。(不特定多数の人物が見るため)・・・待ち受け画面は、自分しか見ないので、OK

3 授業目的公衆送信補償金制度の活用

- (1) 1人当たり、小学生120円、中学生180円、高校生420円、大学生720円の補償金をSARTRAS（サートラス：一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会）に支払うことで、許諾不要で使用する事が可能です。
- (2) 支払いは、各自治体の教育委員会や学校法人などがまとめて行うケースが多い。